

独立行政法人産業安全研究所の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則（平成13年4月1日施行）第20条の規定に基づき、独立行政法人産業安全研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇等（以下「勤務時間等」という。）に関する事項を定めたものである。

(法令の適用)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。） 国家公務員法（昭和22年法律第120号） 人事院規則その他一般職の国家公務員の勤務関係の規律に関する法令及びその他大臣訓令（大臣の命を受けてする通達等を含む。）によることとする（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員に適用のある規程に限る。）。

(定義)

第3条 この規程において職員とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条により理事長から研究所の職員として任命された常勤の職員をいう。

2 常勤を要さない職員及び臨時に勤務する職員の勤務時間等については、別に定めるところとする。

(勤務の時間)

第4条 職員の勤務時間は、1日8時間とし、始業及び終業の時間は、次の各号に掲げる時間帯の中から、理事長が定める。

- | | | | |
|------|---------|----|---------|
| 一 始業 | 午前8時30分 | 終業 | 午後5時15分 |
| 二 始業 | 午前9時 | 終業 | 午後5時45分 |
| 三 始業 | 午前9時30分 | 終業 | 午後6時15分 |

(研究所外での勤務時間の算定)

第5条 職員が、出張、講師その他用務を帯びて、研究所外での勤務を行う場合であって、当該勤務に要する勤務時間を算定しがたい場合には、この規程で定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）について勤務したものとみなす。ただし理事長があらかじめ特段の指示をした場合は、この限りではない。

(研究員のフレックスタイム制)

第6条 研究所において試験研究に関する業務に従事する職員（以下「研究員」という。）について、始業及び終業の時刻について当該研究員の申告を考慮して当該職員の勤務時間とすることが業務の能率の向上に資すると認める場合には、第3条の規定にかかわらず、始業及び終業の時間を当該研究員の決定に委ねることができる。

2 前項の場合において、始業及び終業の時間等必要な事項については、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結し、これによるものとする。

(研究員の裁量労働制)

第7条 研究員について、その職務の性質上、時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に研

研究員の裁量に委ねることが、当該研究員に係る研究業務の能率的な遂行のために必要であると認める場合には、第 4 条の規定にかかわらず、始業及び終業の時間を当該研究員の裁量に委ねることができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届けるものとする。
- 3 第 1 項の場合における研究員の 1 日の勤務時間は、前項に基づく協定で定める時間とする。

(休日)

第 8 条 職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
- 三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)

(休日の振替)

第 9 条 前条第一号で定めた休日において、特に勤務を命じる必要がある場合には、当該休日を他の日(前条で定めた休日以外の日。)に振り替え、職員に勤務を命じることがある。

(休日の代休日)

第 10 条 第 8 条第二号及び第三号により休日とされた日において、特に勤務することを命じる必要がある場合には、職員に勤務することを命じることがある。

- 2 前項の場合には、職員に対し、当該休日に代わる休日(第 8 条で定めた休日以外の日。)を指定することができる。
- 3 前項により当該休日に代わる休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該指定を受けた休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、勤務することを要しない。

(休憩時間)

第 11 条 職員の休憩時間は、正午から午後 0 時 45 分までの 45 分とする。

- 2 勤務時間が 8 時間を超える場合においては、その超えることとなるときから 15 分の休憩時間を与えることとする。
- 3 休憩時間は、勤務時間に含まれないものとする。

(育児時間)

第 12 条 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間を請求した場合は、この規程で定める休憩時間の他に 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の時間(男子職員の場合にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員が本条の時間(これに相当する時間を含む。))を承認され、又は労基法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間。)を与える。

- 2 職員は、前項に掲げた時間を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

(妊娠中及び産後の女子職員に対する措置)

第 13 条 妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女子職員が、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師又は助産婦から指導を受けた場合は、当該職員に対して次に掲げる措置を講じることとする。

- 一 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として 1 時間の勤務時間の短縮又は 1 時間以内の時差出勤
 - 二 休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩回数の増加
 - 三 妊娠中又は出産後の諸症状の発生又は発生のおそれのあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮の考慮
- 2 前項の職員は、前項第 1 号に掲げた措置を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事情によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。
- 3 第 1 項の職員は、第 1 項に掲げる措置を請求する場合には、理事長の求めにより、当該措置の事由の証明書類を理事長あて提出しなければならない。

(宿日直)

第 14 条 第 4 条で規定する勤務時間以外の時間又は第 7 条の規定する休日、その他特に定める日に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿直又は日直勤務を職員に命じる場合がある。

- 2 宿直の勤務時間は、終業時より翌日の始業時まで又はこれに相当する時間とする。
- 3 日直の勤務時間は、第 3 条で定める時間に相当する時間とする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第 15 条 業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間を超えた勤務(以下「時間外勤務」という。)又は第 8 条第一号に規定する休日の勤務(以下「休日勤務」という。)を命ずることがある。この場合においては、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間に書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届けるものとする。

- 2 小学校就学前の子の養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1 か月当たり 24 時間、1 年当たり 150 時間を超えて時間外労働をさせることはできない。ただし、次の各号に該当する職員は育児のための時間外労働の制限を請求することができない。また、一号に該当する職員は介護のための時間外労働の制限を請求することができない。
 - 一 採用 1 年未満の職員
 - 二 配偶者が常態としてその子を養育することができると認められる職員(育児を行う職員のみ)
- 3 妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女子職員で請求のあった者及び 18 歳未満の者については、第 1 項後段による時間外勤務若しくは休日勤務又は午後 10 時から午前 5 時までの深夜に勤務を命じることはない。

(非常災害時の勤務)

第 16 条 災害その他避けることができない事由によって臨時に必要なときは、必要な限度において、時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。

- 2 前条第 1 項後段の規定は、前項の場合に準用する。

(休暇の種類)

第 17 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、生理休暇、産前産後休暇、母性健康管理のための通院休暇、介護休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第 18 条 年次有給休暇は、1 年(暦年) ごとにおける休暇とし、その日数は、1 年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号、第三号及び第四号に掲げる職員以外の職員

20 日

二 次号及び第四号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、復職し、又は任期が満了することにより退職することとなる者

その者の当該年における在職期間(1 月に満たない期間は、1 月とする。以下この条において同じ。) を 12 月で除した得た値に 20 日 を乗じて得た日数(1 日未満の端数、1 日とする。)

三 当該年の前年において国家公務員法第 2 条に規定する一般職に国家公務員(研究所の職員は除く。) 若しくは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和 29 年法律第 141 号) の適用を受ける国家公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人に使用される者(以下この項において「特例職員」という。) になった者で引き続き新たな職員になった者

特例職員になった日において新たな職員になったものとみなした場合におけるその者の在職月数に応じた前号の日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が前号の日数に満たない場合にあつては、前号の日数。)

四 当該年の前年において特例職員であった者であつて引き続き当該年に新たに職員になった者又は当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に特例職員になり引き続き再び職員となった者

20 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が 20 日を超える場合にあつては、20 日。) を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が第 1 号の日数に満たない場合にあつては、同号の日数。)

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。) は、一の年における年次休暇の 20 日を超えない範囲内の残日数(1 日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数。) を限度として、一当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間単位とする。

4 年次有給休暇については、その前日までに所属長に書面をもって届けるものとする。ただし、やむを得ない場合は事後速やかに届けなければならない。

5 この休暇請求の時期が業務の正常な運営を妨げるときは、請求者本人に通知して他の時季に変更して与えることがある。

(病気休暇)

第 19 条 負傷又は疾病のため療養する必要がある職員は、療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、休暇を請求することができる。

2 前項の職員は、前項に掲げた休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

3 前項により職員から請求があった場合には、これを承認することとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りではない。

(生理休暇)

第20条 生理日の就業が著しく困難な女子職員は、必要な時間又は日数の休暇を請求することができる。

2 前項の職員は、前項に掲げた休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

(産前産後の休暇)

第21条 6週間(多胎妊娠の場合は14週間。)以内に出産する予定の女子職員は、必要な日数の休暇を請求することができる。

2 出産後の女子職員には、出産の翌日から8週間を経過する日までにの期間、休暇を与える。ただし産後6週間を経過した女子職員から請求があった場合には、医師が支障がないと認めた勤務に就かせるものとする。

3 第1項の職員は、第1項に掲げた休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

(母性健康管理のための通院休暇)

第22条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員は、この規程で定められた勤務時間内に、母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるための休暇を次の各号に掲げる期間、休暇を請求することができる。

一 産前の場合、妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回(ただし、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)がこれを異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間。)

二 産後(1年以内。)の場合は、医師等の指示により必要な時間

2 前項の職員は、前項に掲げた休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

(介護休暇)

第23条 職員は、次に掲げる者であって職員と同居している者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護休暇を請求することができる。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

二 父母

三 子

四 配偶者の父母

五 祖父母及び兄弟姉妹

六 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第一において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び次に掲げる職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

- (1) 父母の配偶者
 - (2) 配偶者の父母の配偶者
 - (3) 子の配偶者
 - (4) 配偶者の子
 - (5) 孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）
- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。
 - 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
 - 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（介護休業の請求）

- 第24条 前条第1項に基づき介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。
- 2 前項の場合において、前条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間につき一括して請求しなければならない。

（特別休暇）

- 第25条 職員は、次の各号に掲げる場合に該当し、勤務しないことが相当と認められる場合は、当該各号に掲げる期間、休暇を請求できる。
- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - 二 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - 三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する著に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき一の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事院が定めるものにおける活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
 - 五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき別に定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
 - 六 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると

認められるときは2日の範囲内の期間。なお右の期間は、職員の妻が出産するために入院する等の日から当該出産の日以後2週間を経過するまでの日とし、同号の休暇は、1暦日ごとに分割することができることとする。

七 職員の親族（別表第一の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

八 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合1日の範囲内の期間

九 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

一 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき7日の範囲内の期間

一一 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合必要と認められる期間

一二 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

2 職員は、前項に掲げた休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することもできる。

3 前項により職員から請求があった場合には、これを承認する。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

（休暇の証明）

第26条 職員は、第19条、第21条から第23条及び第25条に規定する休暇を請求する場合、理事長の求めにより、当該休暇の事由の証明書類を理事長あて提出しなければならない。

（育児休業）

第27条 職員は、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日までの間、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）に基づき育児休業を請求することができる。

2 職員は、前項の場合において、部分休業（当該職員が3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）も請求することができる。

附則

（施行期日）

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

別表第一（第25条第七号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日